

鳥取県告示第722号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年12月13日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人社団内科小児科山脇医院	奥谷デイサービスセンターふたば	鳥取市国府町奥谷三丁目331	平成23年12月7日	通所介護